



商工会だより



発行者: 西ノ島町商工会 TEL 6-1021 FAX 6-1964 <https://kuniga.shoko-shimane.or.jp/> 令和5年10月発行

【インボイス制度・電子帳簿保存法】

講習会のお知らせ

日時: 令和5年11月17日(金)・午後1時より

場所: 西ノ島町商工会館(旧事務所)2階会議室

講師: 松江税務署 法人審理専門官 ためいし たかし 為石 隆志 氏

令和5年10月1日からインボイス制度が始まりましたv(^o^)v



インボイスって何?

「適格請求書保存方式」のことです。買い手と売り手がこの適格請求書で取引し、書類を保存することで【買い手】が仕入税額控除を受けられます。但し、この適格請求書は、税務署に登録した「適格請求書発行事業者」(インボイス登録事業者)しか発行できません。



どんな請求書なの?

適格請求書には、発行者・受領者の氏名または名称、取引年月日、取引内容、取引金額、軽減税率適用の表記、適用税率適用ごとの区分表記に加え、今後はインボイス登録番号、適用税率(8%・10%)、適用税率ごとの消費税額を表記することが法律に定められています。



今後どう変わるの?

インボイスが導入されると、取引先の状況により消費税の仕入税額控除の金額が変わる場合があります、仕入先が免税事業者の場合は、令和5年10月以降の仕入税額控除が受けられなくなります(※当初6年間特例あり)。課税事業者に対する納品等の取引がある免税事業者の方は、今後、「課税業者となる」又は、「免税事業者のまま」でいるかの判断を、自分で決める必要があります。

電子帳簿保存法についての講習会も同時開催します!

* 課税業者及び免税業者を問わず、是非この機会にご参加下さい。
詳細は、西ノ島町商工会(電話 6-1021)までお問い合わせください。



島根県最低賃金が 変更になりました!

☆効力発生日: 令和5年10月6日より
☆最低賃金: 904円(前年比47円up↑)

* 最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

月額2,000円で3つの魅力がワンパック!

「貯蓄共済」

「貯蓄」「保障」「融資」の3つの備えが月額2,000円(1口)から始められる、商工会員のための共済制度です。医療保障特約型をセットにすれば、さらに保障充実!

貯蓄 自己資金の積立

保障 割安な保険料で保障を提供

融資 急な資金繰りでも安心

死亡共済金
100万円(1口)

契約時保険年齢6~46歳
モデル1の場合

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

「福祉共済」

- ① 申込から請求まで、すべての手続きが商工会で簡単にできます!
- ② ニーズに合わせて加入プランを選べます!(けがの補償、病気の補償、がん補償、生命保障)
- ③ 年齢・性別やご職業によって掛金が変わりません!(けがの補償)
- ④ けがの補償に“相手方との示談交渉サービス”付きの個人賠償責任保険が自動付帯!

